

国際分類第11-2018版対応の作成に当たり

世界知的所有権機関（WIPO）で開催された第27回ニース国際分類専門家委員会（平成28年5月）での議論の結果、来年1月に発効する国際分類第11-2018版が決定されました。

特許庁では、この国際分類第11-2018版を踏まえ、商品及び役務の区分に属する商品又は役務について規定する商標法施行規則別表の一部改正（平成29年経済産業省令第88号 平成29年12月27日公布）を行い、国際分類第11-2018版に対応した改正部分が平成30年1月1日に施行されます。

そこで、「類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2018版〕」においては、商標法施行規則別表の一部改正に対応し、また類否関係をより明確にすべき商品及び役務について表示の明確化等を行います。

なお、「類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2017版〕」から、ユーザーの利便性向上を図るため、国際分類表に掲載の商品又は役務を参考表示として掲載することといたしました。

主な改訂点は以下のとおりです。

（1）国際分類及び省令別表の改正に即した改訂例

- <類移行> 第28類 「シュノーケル」 → 第9類
- <追加> 第34類 「電子たばこ」
- <表示変更> 第16類 「接着テープ」 → 「事務用又は家庭用の接着テープ」

（2）表示の明確化、商取引の実情の変化等に伴う見直し例

- <表示変更> 第12類 「除雪車」 → 「鉄道用除雪車」
- <表示変更> 第30類 「氷砂糖」 → 「氷砂糖（調味料）」
- <類似関係変更> 第14類 「腕時計」 → 「腕時計（備考）『腕時計』は、第9類『腕時計型携帯情報端末』に類似と推定する。」

本審査基準が、商品又は役務に関する審査の円滑な運用に資することを望みます。

平成29年12月

特許庁審査業務部商標課長
佐藤 淳